

【埴原西町会災害時（等）緊急連絡網作成済】

1. 取組み経過

会合回数 4回      メンバー 8名      （正副町会長・民生児童委員・常会長）

2. 会合内容

第1回（8月25日）

『正副町会長作成資料』参照

「災害情報発令に伴う地区町会の避難行動の対応について」の説明及び意見交換

第2回（10月28日）

緊急連絡網作成について

素案を基に意見交換

【考 え 方】

- (1) 町会全戸全員の安否確認ができること
- (2) 要援護者・登録者以外の支援要望を把握すること
- (3) 別居者（施設入居）等を把握すること
- (4) 一人暮らしの高齢者を把握すること

【作成事項】別紙連絡網参照

- (1) 町会長      ⇒ 各常会への連絡網
- (2) 各常会長 ⇒ 組長 ⇒ 全戸への連絡網      （2部作成）
- (3) 各常会長は確実、スピーディーに連絡が完了する方法を独自に検討する
- (4) 各常会長は各家庭を訪問し作成する  
個人情報保護法について開示の同意後、代表者の自筆により、氏名・家族  
緊急連絡先の電話番号の記載を頂き、常会長が責任をもって保管する
- (5) 援護者の把握      ⇒ 援護者名を（ピンク）でマークする
- (6) 別居者の把握      ⇒ 別居者名を（イエロー）でマークする
- (7) 上記作成期限は、次回（12月1日）常会長会議日迄とする

第3回（12月1日）

各常会の緊急連絡網作成内容の確認      （水平展開）

要援護者の支援内容の把握について一部再確認

第4回（12月22日）

【町会内の要望確認】

- (1) 援護者の支援内容の確認「主として家族不在で対応できない時の避難協力  
のお願い」
- (2) ひとり暮らしの高齢者の支援内容の確認「近親者への電話連絡のお願い」

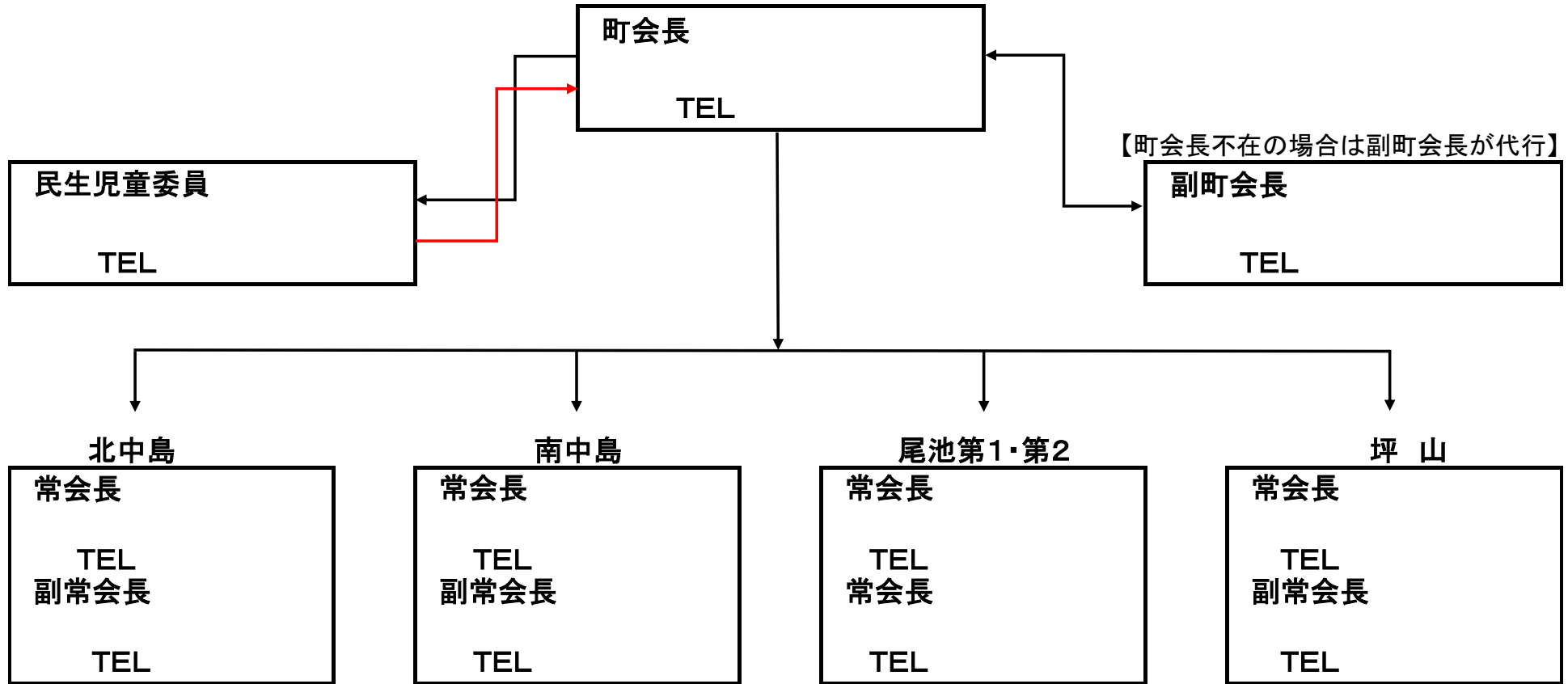
【今後の取り組み】

- (1) 緊急連絡網による情報伝達訓練の実施
- (2) 町会自主防災会組織図、役員の再検討
- (3) 災害状況による避難場所（公民館・改善センター）等の什器備品等の整備

以上

# 埴原西町会災害時(等)緊急連絡網

年 月 日(現在)



以下別紙各常会災害時(等)緊急連絡網に記載

## 【遵守事項】

1. 常会長(副常会長)の皆さん、伝達は電話・家庭訪問等で迅速、確実にお願いします。
2. 伝達結果のフィードバックをお願いします。

※個人情報保護法について世帯代表者の同意を頂き作成しました。(個人情報のため取扱いに注意して下さい)

# 北中島常会災害時(等)緊急連絡網【案】

【常会長不在の場合は副常会長が代行】



援護者  
別居者

※下記の内容に変更が生じた場合は常会長は速やかに確認変更して下さい。

隣組(上組)



隣組(下組)



代表者名	家族名	特記事項
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
世帯(人数合計)		名

代表者名	家族名	特記事項
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
世帯(人数合計)		名

※個人情報保護法について世帯代表者の同意を頂き作成しました。(個人情報のため取扱いに注意して下さい)